

直接支払制度とは

直接支払制度は、滋賀県自動車健康保険組合から支給される出産育児一時金を医療機関等における出産費用に充てることができるよう、出産育児一時金を滋賀県自動車健康保険組合から医療機関等に対して直接支払う制度のことです。この制度を利用すると、被保険者が医療機関等へまとめて支払う出産費用の負担の軽減を図ることができます。直接支払制度を利用できるかどうかは出産予定の医療機関等にご確認ください。

※出産にかかった費用が、出産育児一時金の支給額の範囲内であった場合は、出産後、その差額について滋賀県自動車健康保険組合へ請求することができます。また、出産にかかった費用が出産育児一時金の支給額を超える場合には、その超えた額を医療機関等へお支払いいただくことになります。

※直接支払制度の利用を望まない方は、滋賀県自動車健康保険組合に対して、被保険者がご自身で出産育児一時金を請求することも可能です。（その場合は、出産にかかった費用を医療機関等へ直接お支払いいただく必要があります。）



出産育児一時金の支給要件等



支給を受ける条件

被保険者または家族（被扶養者）が、妊娠4か月（85日）以上で出産をしたこと。

早産、死産、流産、人工妊娠中絶（経済的理由によるものも含む）も支給対象として含まれます。

支給額

1児：50万円

➤ 多児の場合	人数×50万円（下記にあたる場合は48万8千円）
➤ 産科医療補償制度に未加入の医療機関等でお産した場合	48万8千円
➤ 妊娠週数:22週未満でお産した場合	

被保険者資格喪失後に出産した場合

被保険者資格を喪失した場合でも、次の①・②ともに該当した場合は支給を受けることができます。

- ① 資格喪失日の前日（退職日等）までに被保険者期間（任意継続被保険者期間は除く）が継続して1年以上あること。
- ② 資格喪失後6か月以内に出産したこと。

同じ出産に対して出産育児一時金の支給は1回のみです。

資格喪失後6か月以内の出産に対しても支給されるため、支給をうけることができる保険者が複数になる場合がありますが、重複して支給を受けることはできません。